

# 京都府土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例

(平成21年10月1日スタート)

- 汚染土砂等による埋立て等が禁止されました。
- 3,000㎡以上の埋立て等を行う場合は、許可を受ける必要があります。

京都府では、汚染土砂の搬入による生活環境の被害を防止するとともに、産業廃棄物の不法投棄を隠匿する土砂の投棄等に対応するため、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

この条例では、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を一律に禁止するとともに、大規模な埋立て等については、事前に許可を受けるなどのルールを定めています。

## 条例で規制される土砂等とは

**土 砂**……いわゆる土、岩石、砂利などをいいます。

**土砂等**……土砂に混入した物や土砂に付着した物は、土砂と併せて土砂等として規制の対象になります。

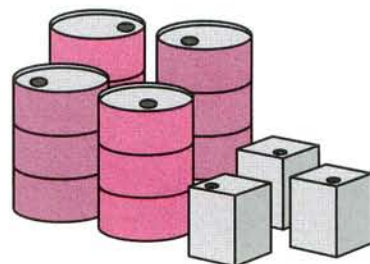
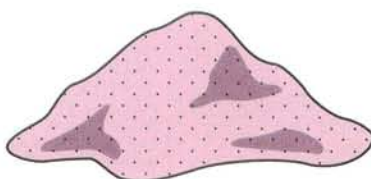
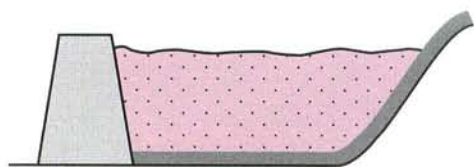
例：再生骨材を土砂に混入した埋立て資材など

## 条例で規制される埋立て等とは

埋立て、盛土等のほか、土砂等の土地へのたい積<sup>\*</sup>や容器を用いた保管<sup>\*\*</sup>も対象となります。

※製品の製造・加工のための原材料のたい積は除きます。

※試験研究のための保管は除きます。



# 1. 埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止（一律規制）

## ○埋立て等が禁止される土砂等とは

埋立基準\*を超えるもの

\*埋立基準は、カドミウム、鉛、ひ素、水銀など26項目について定められています。  
基準値は土壌環境基準の溶出基準と同じです。

項目	基準値 (溶出基準)	項目	基準値 (溶出基準)
カドミウム	≦ 0.01mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	≦ 0.04mg/L
全シアン	不検出	1,1,1-トリクロロエタン	≦ 1mg/L
有機リン	不検出	1,1,2-トリクロロエタン	≦ 0.006mg/L
鉛	≦ 0.01mg/L	トリクロロエチレン	≦ 0.03mg/L
六価クロム	≦ 0.05mg/L	テトラクロロエチレン	≦ 0.01mg/L
ひ素	≦ 0.01 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	≦ 0.002mg/L
総水銀	≦ 0.0005mg/L	チウラム	≦ 0.006mg/L
アルキル水銀	不検出	シマジン	≦ 0.003mg/L
PCB	不検出	チオベンカルブ	≦ 0.02mg/L
ジクロロメタン	≦ 0.02mg/L	ベンゼン	≦ 0.01mg/L
四塩化炭素	≦ 0.002mg/L	セレン	≦ 0.01mg/L
1,2-ジクロロエタン	≦ 0.004 mg/L	ふっ素	≦ 0.8mg/L
1,1-ジクロロエチレン	≦ 0.02mg/L	ほう素	≦ 1 mg/L

## ○対象区域は

京都市を除く、府域全域が規制の対象です。

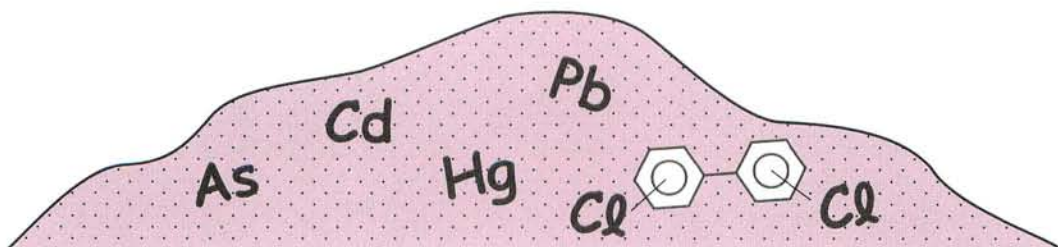
## ○違反した場合は

停止命令、除去命令などを受けます。

(命令違反は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

## ○規制対象外となる場合があります。

- ①土地の造成等で、その区域内において区域内の土砂等のみを用いて行うもの
- ②廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場
- ③土壌汚染対策法の許可を受けた者が設置する汚染土壌処理施設





## 2. 土砂等による土地の埋立て等の許可

### ○許可申請を行う者は

- ・土地の埋立て等を行おうとする者が、許可申請を行います。  
例：宅地造成を行う開発者、残土処分場を経営する者等
- ・請負工事により土地の埋立て等を行う場合は、発注者が土地の埋立て等を行う者に該当します。

### ○許可が必要な場合は

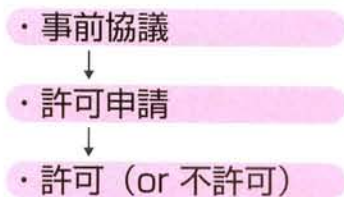
3,000 m<sup>2</sup>以上の埋立て等については、あらかじめ許可を受ける必要があります。  
次のフローで許可が必要か判断してください。



その他非常災害の応急措置として行う土地の埋立て等についても対象外となります。

## ○許可申請等の流れ

許可申請手続は、土地の埋立て等を行う場所を所管する保健所に対して行います。  
また、京都府では、許可手続に当たって、事前協議制を取っています。



事前協議書や許可申請書に次の書類を添付して行います。

○印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書）
○土地の登記事項証明書、○不動産登記法14条1項に規定する地図又は4項に規定する図面の写し、○土地使用权原を証する書面（所有権を有しない場合）
○土砂等搬入計画（規則第2号様式）、○土砂等発生元証明書（規則第3号様式）、○土砂等の発生から処分までの処理工程図
○埋立等区域の位置図、現況図、求積図、計画平面図、計画断面図、排水施設の計画平面図
○土砂等発生場所に係る位置図、現況図、求積図、○土砂等の予定容量計算書
○土砂等発生場所における土壌調査試料採取地点の位置図、現場写真、○土壌調査試料採取報告書（規則第4号様式）、○土壌分析結果証明書
（擁壁を設置する場合）擁壁の概要、断面図、背面図、構造計画、構造計算書
（他法令等の許認可等を要する場合）他法令の許認可等を受けたことを証する書類

## ○許可申請の手数料

許可申請手数料は次のとおりです。

新規許可	変更許可
58,000円	34,000円

## ○許可の基準

- ①土地の埋立て等に用いる土砂等が埋立基準に適合していること。
- ②土地の埋立て等の施工計画が技術上の基準に適合していること。  
（土砂等の崩落や擁壁の倒壊の防止等の措置）
- ③土地の埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のための基準に適合していること。  
（管理体制等）

## ○周辺住民への周知

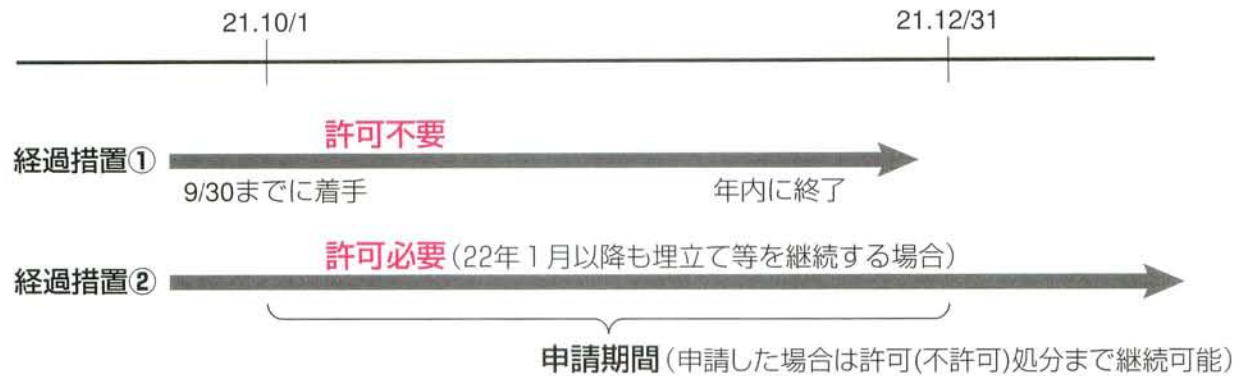
住民説明等を行い周辺住民に計画内容を周知してください。

他法令に基づく許可等に当たって説明済みの場合は、改めての周知は不要です。



## ○経過措置について

次のとおり、既に土砂等による土地の埋立て等を行っている方には、経過措置があります。



## ○許可取得後に必要な主な手続等

変更許可の申請	埋立て等区域の面積、埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、数量等に変更がある場合
軽微な変更の届出	変更許可に該当しない軽微な変更等をした場合
着手の届出	土地の埋立て等に着手した場合
展開検査と報告	ダンプ等ごとに土砂等を展開して、土壌汚染のおそれがある物の混入等がないことを目視検査。展開検査結果を3か月ごとに府へ報告
土壌調査と報告	3か月ごとに、その間に土地の埋立等を行った区域の土壌を調査。調査結果を府へ報告
施工管理者の設置	特に資格要件はありません。(適切に管理できる方)
標識の掲示	埋立て等の場所に許可内容を記載した標識を掲示
帳簿の記載	搬入時刻・搬入者・車両、土砂等の数量、展開検査の結果などを記録
書類の備付けと閲覧	帳簿、府に提出した許可申請書・各種届出・報告書等の備置き。周辺住民等の求めに応じて開示
完了等の届出	土地の埋立て等を完了、廃止、休止又は再開した場合

## ○無許可の場合や許可基準に違反した場合は

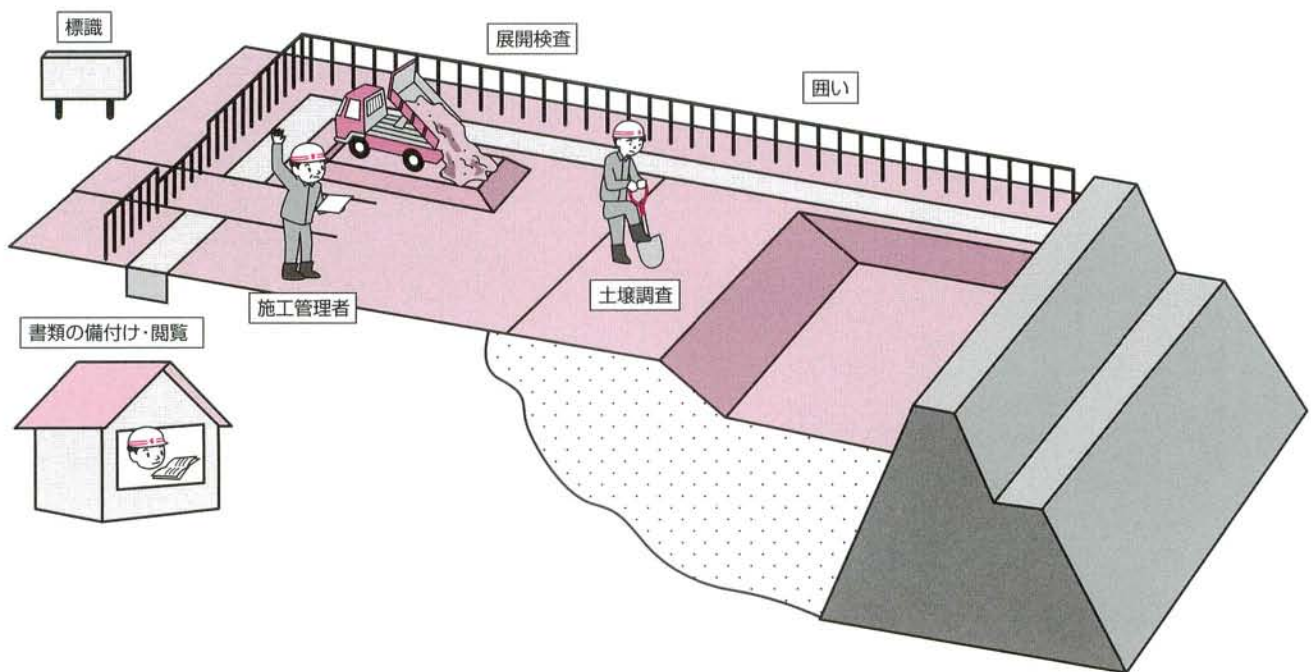
停止命令、除去命令などを受けます。

(無許可行為、命令違反は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



## 問い合わせ先

名 称	電 話 番 号	備 考
京都府乙訓保健所（環境衛生室 環境担当）	075-933-1341	各保健所管内で行われている（行う計画の）土砂等による土地の埋立て等に関すること。
京都府山城北保健所（環境室 廃棄物対策担当）	0774-21-2913	
京都府山城南保健所（環境衛生室 環境担当）	0774-72-4303	
京都府南丹保健所（環境衛生室 環境担当）	0771-62-4755	
京都府中丹西保健所（環境衛生室 環境担当）	0773-22-6383	
京都府中丹東保健所（環境衛生室 環境担当）	0773-75-1156	
京都府丹後保健所（環境衛生室 環境担当）	0772-62-1361	
京都府文化環境部 循環型社会推進課	075-414-4717	本条例全般に係ること。



京都府文化環境部 循環型社会推進課  
 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
 TEL.(075)414-4717 FAX.(075)414-4710